

はじめに

令和四年三月、県教育委員会では、約九年ぶりに「埼玉県人権教育実施方針」を改定しました。この方針では、「性的指向・性自認」や「ケアラー・ヤングケアラー」といった新たな人権課題に対する取組を追加しています。また、七月八日には、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が公布・施行されるなど、令和四年は本県の人権をとりまく状況が大きく変化した年でもありました。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症に社会全体が翻弄され、私たちは様々な制限を余儀なくされています。このような時だからこそ、すべての人々の人権が尊重され、互いに心の痛みを分かり合える平和で豊かな社会の実現について、今一度、社会全体で考えていく必要があります。しかしながら、今日の社会においてもなお、いじめの問題、児童虐待、障害のある人や高齢者に対する人権侵害、インターネット上での誹謗、中傷の書き込み等、悲しく痛ましい人権問題も発生しています。

こうした中、人権についての理解を深めるとともに、日常生活の中で人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の育成に主眼を置いた人権教育の充実が一層求められています。

「はばたき」には、子供の豊かな感性で人権についてとらえた作品が掲載されています。思いやりに満ちた温かい心や社会のあり方を鋭く突いたまっすぐで純粋な気持ちにあふれた子供たちの文章には、人の心に響くものがあります。この「はばたき」が、学校や地域・家庭等で広く活用されること、手に取った方々が、他人の痛み気付いているか、偏見や差別の種が隠れていないか、人権を尊重できているかなど、自分自身の心を見つめ直すきっかけとなることを切に願っています。

おわりに、すばらしい作品を応募してくださった児童生徒の皆さん、御指導をいただいた学校の先生方、刊行にあたって御協力いただいた編集委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和四年十二月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長

塩崎 豊